

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年10月号

ーインターネット通販のトラブルに注意ー

手軽で便利なインターネット通販ですが、
県内でも様々な相談が寄せられています。

相談事例 1

「チケットを購入したら転売サイトだった」

コンサートチケットを購入しようと、インターネットで検索し、画面の一番上に表示されたサイトを公式サイトと思い込み購入した。後で、定価の数倍の価格で転売サイトから購入したことに気が付いた。キャンセルしたいが、サイト運営者からキャンセルは認めていないと断られた。最近では入場の際、本人確認があり、転売チケットでは入場できないこともあると聞き、不安。

キャンセル出来ないし、
入場できないかもしれ
ない…。
そもそもチケットは
届くのかしら？



振り込みが確認
できたら雲隠れ
するぞ



〈被害にあわないためのアドバイス〉

- インターネットでチケットを購入する際は、必ず公式のチケット販売サイトであることを確認しましょう。また、価格や手数料、キャンセルに関するルールなど、よく確かめて購入しましょう。
- 何らかの事情でイベントに行けなくなった時は、事前に興行主の同意を得て開設されている公式のリセール(再販売)サイトを利用して定価で販売しましょう。不正転売はやめましょう。

相談事例 2

「1回だけ」のつもりが、定期購入で解約できない

スマホで「初回300円！！」の広告を見て、サプリメントを申し込んだ。商品が届いた1か月後、2回目のお届けメールが届き、1回だけの購入ではないことに気付いた。2回目以降を解約しようと電話するが、電話がつながらず困っている。

解約を申し出るとこんなケースが…

- ・事業者と連絡がとれず、解約の申請期間が過ぎてしまい代金を請求される。
- ・「広告に定期購入が条件と記載してある。」と言われて解約できない。
- ・初回分を通常価格で請求される。



〈スマホ・パソコンの画面〉



〈注意点〉

「お試し価格」
「初回〇円」
「先着〇名まで」
「本日限り」
などの表示が
強調されている

通信販売では、商品の売買契約を2回以上継続して締結する場合、申込・確認画面で「**定期購入契約である旨、支払総額、契約期間、その他の販売条件**」の記載が必要となっています。
(平成29年12月改正 特定商取引法)

「**契約内容**」「**返品特約**」
などが、ページの途中や
最後またはリンク先など
分かりにくい場所に記載
されている

〈被害にあわないためのアドバイス〉

《定期購入について》

○注文する際には、特に「**定期購入が条件**」になっていないかを確認しましょう。

○スマートフォンの画面では細かな記載内容は読みづらいものですが、契約内容を確認し、慎重に検討しましょう。

通信販売を利用する際の注意点

通信販売には、一定期間であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ」制度の適用がありません。

事業者は、広告の中に**返品特約**(「解約や返品の可否」、「解約・返品ができる場合はその条件」など)を表示することとなり、消費者はその表示に従うことになります。

「もう要らないから」と、支払いを放棄したり、一方的に商品の受け取り拒否や返品をしても「解約」にはなりません。解約には事業者との合意が必要になります。

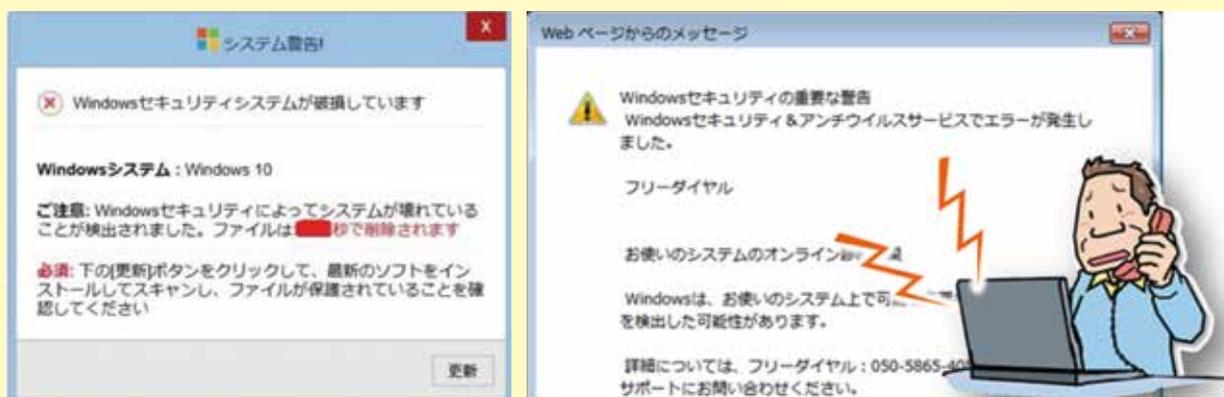
※但し、広告の中に返品に関する表示がない場合は、商品が届いてから、8日以内であれば、消費者の送料負担で返品が可能です。

相談事例 3

パソコンのニセ警告画面～慌てて連絡しないで

パソコンを使用中に突然、警告画面が出て動かなくなった。不安になり、慌てて表示された連絡先の業者に電話をかけて、業者に誘導されるまま、セキュリティソフトの費用としてクレジットカードで3万円払った。その後、海外の業者と契約したことに気付いた。解約したい。

警告画面はさまざま。大きな警告音が鳴る場合もあります。



〈被害にあわないためのアドバイス〉

- パソコンに突然表示される警告画面は、本当にそのパソコンの危険やエラーを知らせるものとは限りません。消費者を不安にさせ、必要のないセキュリティソフトの購入手続きに誘導するものもありますので、警告画面が表示されても、慌てて連絡や契約をしないようにしましょう。
- お持ちのパソコンに導入されているセキュリティソフトで、ニセ警告画面を表示させるトラブルが発生していないか、確認しましょう。
- 必要のないセキュリティソフトを契約してしまった場合は、事業者のホームページやメール等に解約に関することが記載されている場合があるので、それらを参考に事業者へ解約を申し出ましょう。

「くらしの講座」 受講者募集！

参加費：無料

定員：各回50名(先着順)

日時・対象	講座内容	開催場所	問合せ・申込先
10月22日(火) 13:30~15:00	あなたは“ピッ！”してますか？ キャッシュレス決済を正しく理解し 見極めよう！ (公社)全国消費生活相談員協会 消費生活相談員 大西 康代氏 	【福井市】 AOSSA 6階 607 ※お部屋がこちら に変更になりました。	公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 【TEL】0776-52-0626 【URL】http://www.kuranavi.jp 【申込方法】 お電話、またはホームページ よりお申込みください。開催 日前日まで受付します。
11月2日(土) 13:30~15:00	よくわかる！食品表示と食の安全 ～遺伝子組み換えとゲノム編集食品～ 至学館大学 健康科学部 栄養科学科 教授 小塚 諭氏 	【福井市】 AOSSA 6階 601B・C	

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

10・11月の開設日

開設時間14:00~16:00

分野	10 月		11 月	
福井弁護士会（法律）	1日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	3日(木)	県嶺南消費生活センター	7日(木)	県嶺南消費生活センター
	16日(水)	越前市消費者センター(☎0778-22-3773)	20日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会	21日(月)	県消費生活センター	-	-

*先に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センターまでご連絡ください。

10月16日(水)の申込受付は、越前市消費者センターでもできます。

また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟 3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00~17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、つながります。



発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県